

医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所の取扱いについて

1 現状と課題

- 診療所の病床設置に当たっては、医療法第 7 条第 3 項で、原則許可が必要である一方、許可を要しないで病床設置できる場合についても規定されている。
県では、「医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」（以下、「県要領」という。）を定め、①地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所、②分娩を取り扱う診療所のいずれか該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所については、地域医療構想調整会議の議論や県医療審議会の意見聴取を経て、許可を要しない診療所として決定することとしている。
- しかし、許可を要しないで病床設置できる場合について、平成 31 年 3 月 14 日に開催された県医療審議会において、次のような意見が出された。
 - ・ 許可を要しない診療所の病床も既存病床数に計上されてしまうことから、計画的な病床整備に支障をきたすおそれがある。許可を要しない診療所についても、病床整備事前協議の中で併せて審査してもよいのではないか。
 - ・ 診療所が地域包括ケアとして地域の医療需要を踏まえているかということについて、特定の医療機関や施設からではなく幅広く周辺から受けているのか、地域の医療提供体制の構築に協力して、いわゆる地域の協議の場に積極的に参加されているかを確認する必要があるのではないか。

2 第 1 回地域医療構想調整会議での議論

- 県医療審議会で出された意見を踏まえ、次の点について見直しの方向性を示し、第 2 回保健医療計画推進会議（9/20 開催）及び各地域の地域医療構想調整会議で議論を行った。
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の要件について
 - ・ 病床整備事前協議との関係の整理について
- 主な意見
 - ・ 病床整備事前協議との関係の整理は必要
 - ・ 他の病院や診療所との病床融通の禁止や、開設後 10 年程度の病床の機能転換は禁止するといった条件を付すことを検討すべきである。

3 病床整備に関する事前協議との関係の整理について

→ 第 2 回保健医療計画推進会議及び第 1 回地域医療構想調整会議で協議済

(1) 事前協議が行われる場合

ア 原則、事前協議の枠組みの中で協議を受け付ける。

イ 9月末から11月末頃までに実施する公募に申し出てもらい、翌年1～2月頃に開催する第3回地域医療構想調整会議等の議論を経て、3月の県医療審議会で決定する。

(2) 事前協議が行われない場合

医療法第7条第3項に基づく協議は受け付けるが、受付時期は事前協議の場合と同様、9月末から11月末頃とする。

4 「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」の要件について

(1) 追加を検討する要件について

→ 前回案をベースに継続して検討

《追加する要件の例（前回お示ししたもの）》

ア～キ（省略（現行のとおり））

ク 次の(ア)から(ウ)を満たし、(エ)又は(オ)のいずれかに該当すること。

(ア) 地域の医療・介護関係者による協議の場への参加実績が過去に複数回あること。

（地域包括支援センター開催の会議、地域ケア会議、医師会開催の会議等）

(イ) 地域の医療機関及び介護関係機関との幅広い連携実績が過去に複数回あること。

（自法人内・自グループ内は除く、連携のための相談は含めない。）

(ウ) 地域の入院患者を随時受け入れる体制が整備されていること。

（急変時やレスパイトなどへ柔軟に対応できる体制であることを計画や組織の規定などにより確認できること。）

(エ) 医療と介護の連携シート等による患者(利用者)情報の共有化が図られていること。

(オ) その他、地域包括ケアシステムの構築に資する連携の実績があること。

(2) 許可を要しない診療所と認められた場合の条件の付与について

→ 協議の中で出された意見を踏まえ、追加を検討

○ 届出目的にのみ病床を使用すること。（特に地域包括ケアシステムの構築に必要な診療所の場合、）少なくとも10年程度は病床機能の転換を行わないこと。

○ 他の病院や診療所と病床を融通しないこと。

5 今後のスケジュール

10～12月 各地域医療構想調整会議での議論（方向性）

1～2月 各地域医療構想調整会議での議論（改正素案）

2～3月 第3回保健医療計画推進会議での議論、県医療審議会への諮問
答申を受けての要領改正

※ 委員への個別の照会の実施することについて、時期を含め検討